

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	三
○福島県財務規則の一部を改正する規則	三
告示	三
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件	三
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件	三
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件	三
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件	三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	三
○地籍調査の成果について認証した件三件	三
○道路の区域を変更する件二件	三
○道路の供用を開始する件	三
公告	三
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件	三
○都市計画法により公聴会を開催する件	三

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県規則第二十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。第四項第五項に次の一号を加える。

福島県知事 佐藤雄平

七 第六十八條第二項第一号イに規定する保管金のうち給与等から控除した法定控除金の取扱いに關すること。

第四條第七項中「第一号から第五号までに掲げる事項」に改め、同項に次の一号を加える。

六 第六十八條第二項第一号イに規定する保管金のうち給与等から控除した法定控除金その他知事が別に定めるものの取扱いに關すること。

第四十條第一項に次の一号を加える。

五 知事が別に定める寄附金

第六十五條第二項中「又は元本の償還及び利息の支払が確實な債券の売戻条件付売買取引により」を「その他の最も確実かつ有利な方法によつて」に改める。

第二百二十九條第一項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 除染作業業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

第二百七十四條の三第一項中「第二條第六号」を「第二條第五号」に改める。

第二百七十四條の四第一項中「第七條」を「第七條第一項」に改める。

第二百七十四條の七第四項中「第二百四十六條第二項第六号」を「第二百四十六條第二項第七号」に改める。

第二百七十四條の九第一号中「第七條」を「第七條第一項」に、「第六條第五号」を「第六條第六号」に改める。

第二百七十四條の十一第二項第七号中「第七條」を「第七條第一項」に改める。別表第六生活環境部の項中「物品取扱員」を「現金取扱員及び物品取扱員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二百七十四條の七第四項の改正規定は公布の日から、第二百七十四條の三第一項、第二百七十四條の四第一項、第二百七十四條の九第一号及び第二百七十四條の十一第二項第七号の改正規定は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十八号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（入札監理課）

告 示

福島県告示第七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダルマドラッグ福島笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番地六ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 福島県福島市笹谷字水上二ほか

(変更後) 福島県福島市笹谷字東中條十四番地六ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社ダルマ薬局

代表取締役 和田 永浩

(変更後) 宮城県仙台市青葉区木町十七の十五

株式会社ダルマ薬局

代表取締役 和田 永浩

(二) 株式会社セリア

代表取締役 河合 宏光

岐阜県大垣市外測二丁目三十八番地

三 変更した年月日

1 平成十九年六月三十日

2 平成二十一年六月三十日

四 届出年月日

平成二十六年三月十三日

五 届出をした者

芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番地六ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) ダルマドラッグ福島笹谷店

(変更後) ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社ダルマ薬局

代表取締役 和田 永浩

(二) 株式会社セリア

代表取締役 河合 宏光

(変更後) 宮城県仙台市青葉区木町十七の十五

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

(二) 株式会社セリア

代表取締役 河合 宏光

岐阜県大垣市外測二丁目三十八番地

三 変更した年月日

平成二十五年六月一日

四 届出年月日

平成二十六年三月十三日

五 届出をした者

芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番地六ほか

二 変更しようとする事項

1 荷さばき施設の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

2 廃棄物保管施設の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前八時から午後九時

4 変更しようとする年月日

(変更後) 午前六時から午後九時

5 届出年月日

平成二十六年四月十四日

届出をした者

芙蓉総合リース株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年三月二十五日から同年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ハンドラッグ福島荒井店 福島県福島市荒井北三丁目十二の五ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項について

騒音予測結果図三の一で示された騒音予測地点A一エリアは、民家と隣接しているが高い騒音レベルが予想されている。ここは市道佐倉下・荒井線から荷捌き施設への搬入経路になっていることから、その影響について十分考慮し、走行音に対する対応を検討すること。

2 廃棄物等に係る事項等について

廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年三月二十五日から同年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年三月二十五日から同年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二

十六年三月二十五日から同年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年三月二十五日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロいわき平店 福島県いわき市平南第二土地区画整理事業五十四街区二
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年三月二十五日から同年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年三月二十五日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤 雄 平
(仮称) いわき複合店 福島県いわき市泉第三土地区画整理地百十二街区ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十六年三月二十五日

- 一 調査を行った者の名称
福島県知事 佐藤 雄 平
天栄村
- 二 成果の名称
岩瀬郡天栄村大字牧之内の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第八十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、鮫川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年三月二十五日

- 一 調査を行った者の名称
福島県知事 佐藤 雄 平
鮫川村
- 二 成果の名称
東白川郡鮫川村大字渡瀬の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第八十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、下郷町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十六年三月二十五日

- 一 調査を行った者の名称
福島県知事 佐藤 雄 平
下郷町
- 二 成果の名称
南会津郡下郷町大字湯野上の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原釜 椎木線	相馬市塚部字中谷地六 一番二地先から 同 市椎木字北原三四 四番四地先まで	変更前 変更後	A 九・二〇 四四・五	二、七二〇・四
		変更後	B 二八・〇 七一・五	三、〇八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市渡辺町上釜戸 字瀬峰二五一番地先か ら 同 市渡辺町上釜戸 字瀬峰二二六番地先ま で	変更前	一〇・〇〇	三二一・五
		変更後	一〇・〇〇	三二一・五

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	いわき市渡辺町上釜戸字瀬峰二五 一番地先から 同 市渡辺町上釜戸字瀬峰二二 六番地先まで	平成二十六年三月二十七日

(道路計画課)

公 告

公告第九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人 A S U N A
- 三 代表者の氏名
蓮沼 武俊
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市御前南五丁目二十九番地ユニティ・ジュールナル二〇一号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、すべての福島県民に対して、年齢に応じた能力開発や、生涯学習の支援に関する事業を行い、地域コミュニケーションの構築にも寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。
平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 平成二十六年四月十六日（水） 午後六時三十分から
場所 白河市八幡小路七番地一 白河市役所五階正庁
- 二 公聴会の案件
県南都市計画道路を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、平成二十六年四月八日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市又は福島県南建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若し

- くは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所又は白河市の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県南建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成26年 3月25日付け福島県報に登載された「県南都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成26年 月 日

福島県知事 佐 藤 雄 平

公述申出人

住 所
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格

A列 4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(録音用紙)